

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|--------------|--|-------------------|
| No | 23 | 府省庁名 <u>国土交通省</u> |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の創設 | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、補助を受けて整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり乗降客1万人以上の駅 ・ 1日平均断面輸送量が片道概ね1万人以上の線区又は緊急輸送道路等に影響を及ぼす区間の高架橋、橋りょう、地下トンネル <p>このうち、早期復旧等の観点から優先的に取り組むものとして、各事業者が策定する実施計画（5ヵ年計画）に位置づけられる箇所について要望。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税 : 課税標準 5年度分2/3</p> | |
| 関係条文 | [] | |
| 減収見込額 | (初年度) ▲80 (-) (平年度) ▲121 (-) (単位:百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>切迫性や被害の影響度などの観点から、首都直下地震・南海トラフ地震により大きな揺れが想定される地域等において、緊急的に鉄道施設の耐震対策を強化し、旅客及び近隣の道路や住民の安全確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後発生が予測されている、首都直下地震・南海トラフ地震に備える防災・減災対策が喫緊の課題となっている。鉄道施設については、東日本大震災等の経験に基づき利用者の安全確保に加え、地域住民の安全を確保するための拠点としての役割や隣接する幹線道路を支障しないための耐震対策を実施する必要がある。</p> <p>特に首都直下地震・南海トラフ地震が想定される地域等においては早急にこれらの対策を実施する必要があるため、鉄道事業者へのインセンティブとして、助成制度と併せて本特例措置による支援措置を講じることにより、対策を推進する必要がある。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | | |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する |
| | 政策の達成目標 | 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、安全が確保される鉄道利用者の割合（安全確保率）を向上させる。 駅乗降客：96% 列車乗客：99% |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 平成27年3月31日までの2年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 平成26年度末 達成目標 駅乗降客：85% |
| | 政策目標の達成状況 | 平成23年度末 列車乗客：95% 駅の乗降客：84% |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 35社（見込み） |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところであるが、償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設等の維持に係る負担が軽減されることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、以下の鉄道施設の耐震対策のうち、今後5年間で実施する計画を各社で優先順位を決め作成し、計画に基づいて実施するものに要する費用に対する補助。 ・1日あたり乗降客1万人以上の駅 ・片道1日平均断面輸送量が概ね1万人以上の線区又は緊急輸送道路等に影響を及ぼす区間の高架橋、橋りょう、地下トンネル |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記補助制度により取得した鉄道施設に対する税制措置 |
| | 要望の措置の妥当性 | 鉄道施設の耐震対策には、多額の費用がかかる上、施設の維持・管理にも費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、維持に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要である。 |
| | ページ | 23—2 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | なし |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | なし |
| 前回要望時の達成目標 | なし |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | なし |
| これまでの要望経緯 | <p>鉄道事業者等が行う耐震補強工事に係る固定資産税の特例措置については、類似の制度が以下の期間において措置されていた。</p> <p>①平成8～12年度 ②平成18～22年度</p> |